

2011 年度税制改正

～証券軽減税率の延長、法人実効税率の引き下げ～

鳥毛 拓馬／是枝 俊悟

要 約

政府は、2010年12月16日に2011年度税制改正大綱を閣議決定・公表し、11年1月25日に「所得税法等の一部を改正する法律案」、1月28日に「地方税法等の一部を改正する法律案」（以下、法案）を国会に提出した。

証券税制に関しては、上場株式等の配当・譲渡所得等の10%軽減税率が2年延長され、14年1月から20%税率とするとともに、いわゆる日本版ISAの導入時期も14年1月に延期することとされた。

格差拡大とその固定化を是正し、税制における再分配機能の回復を図るため、所得税における諸控除の縮減や相続税の課税強化を行うこととされた。また、デフレから脱却し経済を活性化するために法人税の実効税率引き下げ、高齢者の保有資産の若年世代への早期移転を促し、経済活性化を図るために贈与税の緩和も盛り込まれた。さらに、支え合う社会の実現のための市民公益税制の拡充が含まれている。なお、配偶者控除の廃止・縮減などは今後の課題として、今法案では見送られた。

納税環境整備に関しては、納税者権利憲章の策定、税務調査手続きの明確化、更正の請求期間の延長など、国税通則法の抜本改正が盛り込まれた。

目 次

- 1章 金融・証券税制
- 2章 法人に関する改正
- 3章 個人所得課税（金融証券税制を除く）
- 4章 相続税・贈与税
- 5章 納税環境整備
- 6章 市民公益税制

1 章 金融・証券税制

1. 証券の軽減税率の延長

現在、上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率は、10%（所得税7%、住民税3%）となっており（本則では20%）、2011年12月に適用期限を迎えることになっていた。

「所得税法等の一部を改正する法律案」「地方税法等の一部を改正する法律案」（以下、法案）では、上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%税率について、景気回復に万全を期すため、2年延長することとされ、適用期限が13年末までとされている。2011年度税制改正大綱（以下、大綱）によると、経済金融情勢が急変しない限り、14年から確実に税率を引き上げ、本則の20%にすることが強調されている。

2. 日本版ISAの適用開始時期の延長

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る軽減税率の延長に伴い、12年1月から導入されることになっていた個人の少額投資非課税制度（いわゆる日本版ISA）については、施行日が延長され14年1月から適用するとされている。

また、日本版ISAの対象となる非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、次のものを追加としている。

- 非課税口座を開設されている金融商品取引業者等が行う募集により取得した上場株式等
- 非課税口座内上場株式等について無償で割り当てられた上場新株予約権で、その割当ての際に非課税口座に受け入れられるもの
- 2以上の非課税口座で管理している同一銘柄

柄の非課税口座内上場株式等について行われた株式分割等により取得した上場株式等

3. 大口株主の課税強化

現在、発行済み株式等の5%以上を保有する大口株主等が支払いを受ける配当所得については、事業参加性があることを踏まえて、総合課税により課税されている。

法案では、総合課税の対象とされる大口株主が支払いを受ける配当の要件については、発行済み株式の総数に占める保有割合を、現行の5%から3%に引き下げることとしている。

この改正は、11年10月1日以後に支払いを受けるべき配当等について適用されるとしている。3月決算の会社であれば、9月の中間配当からの適用となる。

4. 店頭デリバティブ取引等の申告分離課税化

現行制度では、市場デリバティブ取引等は申告分離課税の対象である一方、店頭デリバティブ取引等（店頭カバードワラントも含む）は総合課税の対象とされている。店頭デリバティブ取引と市場デリバティブ取引は、経済的性質が同一の金融商品取引であるものの、異なる課税方法がとられている。

店頭デリバティブ取引については、段階的に、市場デリバティブ取引と同様の証拠金規制等が整備され、現在、市場取引と店頭取引とで規制上の大きな差は存在していない。

そこで、金融商品間の課税の中立性を高める観点から、法案では、店頭デリバティブ取引等に係る所得について、市場デリバティブ取引等に係る所得と同様に、20%申告分離課税の対象とすることとし

ている。その上で、両者の損益通算、損失額の3年間の繰越控除を可能ととしている。

この改正は、12年1月1日以後に行われる先物取引に係る差金等決済について適用されるとしている。

5. 特定口座の利便性向上

個人投資家の参加拡大を図る観点から、特定口座への預け入れ対象となる上場株式等の範囲拡大の必要性が指摘されていた。

大綱では、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、次のものを追加としている。

- ・ 相互会社の株式会社化に伴い発生した上場株式（特別口座で管理されているものに限る）
- ・ 株式無償割当により取得した上場株式（基準となる上場株式を一般口座に預け入れている場合）
- ・ 新株予約権無償割当により取得した上場新株予約権
- ・ 特定口座内保管上場株式等である新株予約権の行使により取得する上場株式
- ・ 非適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式
- ・ 他の金融商品取引業者に開設されていた被相続人等の特定口座以外の口座（持株会等口座を含む）から相続等により取得した上場株式等

6. イスラム金融に関する税制措置

イスラム投資家は、宗教上の理由から金利の受領が禁止されているため、出資の形態を取るイス

ラム債にのみ投資可能とされている。

主要国では、海外投資家が受けるイスラム債（出資）の配当は非課税である一方で、わが国では課税されており、わが国の金融・資本市場にイスラム・マネーを全く呼び込めていない状況にあるとされている。

法案では、イスラム債として活用可能な社債的受益権（あらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権。法律上はイスラム投資家も投資可能な出資に相当）の税制上の取り扱いについて、①海外投資家が受ける社債的受益権の収益の分配に係る源泉所得税を非課税とし、②社債的受益権の発行スキームにおいて、資金調達者による信託財産の買い戻しに係る登録免許税および不動産取得税を非課税とする等の改正を行うとしている。これにより、わが国においても、イスラム債発行を通じてイスラム・マネーを呼び込むことが可能になるとされている。

7. 証券貸借取引に関する税制措置

証券貸借取引とは、現金等を担保に証券を貸し出し、あらかじめ定められた期日に現金担保利子を支払うとともに、証券の品貸料を得る取引である。

主要国では、証券貸借取引において、外国金融機関が受ける現金担保利子および品貸料は非課税である。一方、わが国では原則として課税（租税条約で非課税とされる場合等を除く）されている。このような状況では、国境をまたぐ金融機関の証券貸借取引が活発化しづらいとされている。

法案では、わが国短期金融市場への外国金融機関等の参加を促進し当該市場の活性化を図るため、外国金融機関等が証券貸借取引で支払いを受ける現金担保利子および貸借料を非課税とする

している。取引期間6カ月以内等の要件を満たす証券貸借取引で、現金または有価証券を担保とするものが対象となる。証券貸借の対象証券は、振替国債、振替地方債、振替社債等、上場株式等および一定の外債とされている。

債券現先取引に係る利子の非課税の特例の対象債券も、合わせて拡大するとしている（上場株式等は除く）。

2章 法人に関する改正

1. 法人実効税率の引き下げと代替財源の確保

今般の法案で最も注目されたのが、国際的に見て高いとされている法人実効税率の引き下げと、そのための財源確保に関する議論である。法案では、各事業年度の所得に対する税率について、普通法人の税率を現行の30%から25.5%にしている。これにより、国税と地方税を合わせた法人実効税率が5.05%（法人税分4.18%、法人住民税分0.87%）引き下がり、現行の40.69%から35.64%となる（東京都の場合）。

さらに、中小企業について、年800万円以下の所得に適用される法人税率（11年4月1日から14年3月31日までの特例税率）について、現行の18%から15%（本則は22%から19%）に引き下げるとした。これらの変更は、11年4月1日以後に開始する事業年度について適用されることになっている。法人実効税率引き下げに伴う税収の減少を補うため、法案では、主に次の見直しが提案されている。

1) 減価償却制度の縮減

法案では減価償却制度について、11年4月1

日以後に取得する資産の定率法を現行の250%定率法から200%定率法に変更することが提案されている。

ただし、経過措置として11年4月1日以前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度において、同日からその事業年度終了日までの期間内に減価償却資産の取得をした場合には、現行の250%定率法により償却することができる旨が明記されている。すなわち3月決算以外の会社は、4月以後に到来する最初の決算日までは、現行の250%定率法により償却することができることとなる。

さらに、現行の250%定率法を採用している減価償却資産について、11年4月1日以後最初に終了する事業年度の申告期限までに届け出をすることにより、200%定率法に変更した場合においても当初の耐用年数で償却を終了することができる経過措置が講じられる旨が明記されている。

2) 欠損金の繰越控除制度の見直し

欠損金額の繰越控除とは、前期以前に生じた欠損金額（各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額が益金の額を超える場合の、その超える部分の金額）がある場合に、次の要件の全てに該当すれば、その欠損金が当期の所得金額から控除される制度である。

- ①各事業年度開始日前7年以内に開始した事業年度において生じた税務計算上の欠損金額であること。
- ②青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額であること。
- ③その後において連続して確定申告書を提出していること。

法案では、繰越控除制度における控除限度額について、その繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得金額の80%相当額とする旨明記している。中小法人等は、現行の控除限度額(100%)を存置するとされているので、今般の改正は大法人(資本金または出資金1億円超の法人および相互会社)にのみ適用される。

この改正は、11年4月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用されるとしている。

さらに、法案では繰越欠損金の繰越期間を現行の7年から9年に延長することとしている。

この改正は、08年4月1日以後終了した事業年度に発生している欠損金に対して適用するとしている。

3) 研究開発税制の縮減

研究開発税制とは、青色申告法人のその事業年度において損金の額に算入される試験研究費の額がある場合に、その試験研究費の額の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除することを認める制度である。

税額控除額は、その事業年度の損金の額に算入される試験研究費の額に、税額控除割合(10%。試験研究費割合が10%未満である場合は、((試験研究費割合×0.2)+8%))を乗じて計算した金額である。

ただし、税額控除額がその事業年度の法人税額の20%相当額を超える場合は、その20%相当額が限度となる。

なお、09年4月1日から11年3月31日までの間に開始する各事業年度においては、30%相当額が限度となる特例が設けられている(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例)。

この試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例を11年3月31日の適用期限をもって廃止するとしている。この改正により、税額控除限度額が30%から20%となる。

4) その他

財源確保の措置として、上記以外に以下の見直しを行うとしている。

- ◇貸倒引当金の一部廃止(非金融・大法人)
- ◇一般寄付金の損金算入限度額の引き下げ
- ◇特別償却・準備金の廃止・縮減
 - ・エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の廃止
 - ・事業革新設備等の特別償却制度の廃止
 - ・集積産業用資産の特別償却制度の見直し(縮減)
 - ・特定災害防止準備金制度の見直し(縮減)
 - ・特別修繕準備金制度の見直し(縮減)
 - 等

2. 雇用促進税制

現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、雇用を一定以上増やした企業に対する税制上の優遇措置が創設されることとなった。

具体的には、10%以上かつ5人(中小企業は2人)以上の雇用の増加等の要件を満たす企業には、雇用増加数に応じた法人税額の税額控除(1人当たり20万円)が認められるというものである。

3. アジア拠点化推進税制の創設

法案には、グローバル企業のアジア地域統括拠

点や研究開発拠点等呼び込むための税制上の支援措置として、アジア拠点化推進税制を創設する旨が明記された。

具体的には、青色申告書を提出する法人である特定外国法人等設立会社（仮称）で、専ら、研究開発事業または国際的統括事業を行うものが、主務大臣の研究開発事業計画または統括事業計画の認定を受けた場合には、これらの事業計画の認定の日から5年間、当該事業に係る所得の金額の20%の所得控除ができる措置を講ずるとされている。

この改正は、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の施行日から14年3月31日までの間に認定を受けた認定研究開発事業者または認定統括事業者の、その認定を受けた日から5年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度について適用するとされている。

4. 総合特区制度のための税制

総合特区制度とは、10年6月18日に閣議決定された新成長戦略によると、地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限生かすことにより、拠点形成による国際競争力等の向上、地域資源を最大限活用した地域力の向上を目指すものとされている。

具体的には、わが国全体の成長をけん引し、国際レベルでの競争優位性を持ち得る大都市等の特定地域を対象とする「国際戦略総合特区（仮称）」を設け、わが国経済の成長エンジンとなる産業や外資系企業等の集積を促進するため、必要な規制の特例措置および税制・財政・金融上の支援措置等を総合的に盛り込むとしている。

これを受けて法案には、総合特区内で当該特区

の戦略に合致する事業の用に供する機械、建物等を取引してその事業の用に供した場合に、特別償却または税額控除ができる制度を創設することが盛り込まれた。具体的には以下のとおりである。この改正は、総合特別区域法の施行日から14年3月31日までの間に指定を受けた法人の、その期間内に取得等をする設備等について適用される。

- ・特別償却の割合：取得価額の50%（建物等25%）
- ・税額控除の割合：取得価額の15%（建物等8%）
控除限度超過額の繰り越し：1年間
- ・事業者の指定および設備等取得の期限：総合特別区域法（仮称）の施行日から2014年3月31日まで

また、専ら、総合特区で適用される規制等の特例措置の適用を受ける事業等を行う法人について、当該事業による所得の20%を課税所得から控除できる制度も盛り込んでいる。具体的には以下のとおりである。この改正は、総合特別区域法の施行日から14年3月31日までの間に指定を受けた法人の、その指定を受けた日から5年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度について適用される。

- ・適用期限：事業者の指定の日から5年間
- ・事業者の指定の期限：総合特別区域法の施行日から2014年3月31日まで
- ・国際戦略総合特区の指定数は、少数に限定

5. 国際課税

1) 外国税額控除制度の見直し

(1) 外国税額控除制度の概要

外国税額控除制度とは、国際的な二重課税を排除する制度であり、内国法人（国内に本店または主たる事務所を有する法人¹⁾）の外国支店等が外国で納付した外国税額を、わが国で納付すべき法人税額の範囲内で、控除することを認めるものである。

(i) 控除対象となる外国法人税

控除の対象となる外国法人税は、外国の法令により課される法人税に相当する税（外国源泉所得税を含む）である。

ただし、外国法人税のうち、その所得に対する租税負担割合 50% 超の部分は控除の対象から除外される。

これは、わが国法人の実効税率が約 50% であった時に設けられた除外規定である。すなわち、50% を超えた率により外国で課税されている場合には、当該 50% 超の部分は、二重課税は発生していないとの考えに基づいた規定である。

なお、50% 超とされる部分の金額については、外国税額控除の対象とはならないが、損金の額に算入することができる。

(ii) 控除限度額

控除の対象となる外国法人税については、一定の限度が定められている（控除限度額）。算式は図表 1 のとおりである。

(iii) 国外所得金額

下記算式の国外所得については、原則として全世界所得の 90% までに制限されている。ただし、全世界所得に国外使用人割合²⁾（あるいは、外国での税負担割合に応じて一定の算式に基づき算出した割合）を乗じた金額とのいずれか高いほうを国外所得の上限とする特例が設けられている。

また、国外所得のうち外国で非課税となる所得については、その所得の 3 分の 1 を下記算式にカウントすることとされている。

(2) 大綱の内容

現行制度上、外国での非課税所得の 3 分の 1 の部分について法人税額から控除できる。これにより、現実には国際的二重課税が発生していない部分について控除が可能となる（いわゆる彼此くひし）流用の問題）。

また、わが国に本店がある法人であっても、国外使用人割合が 90% 超の場合に国外所得の上限を、国外使用人割合を乗じて計算する特例の適用を受けることで、ほとんど、わが国の税を負担しないで

図表 1 控除限度額

$$\text{控除限度額} = \frac{\text{全世界所得に対する税額 (法人税額)}}{\text{その事業年度の全世界所得}} \times \text{その事業年度の国外所得}$$

(出所) 大和総研資本市場調査部作成

1) 外国法人の子会社等でわが国に設立された外資系法人は内国法人に当たる。

2) 全従業員数に占める国外従業員数の割合。

済む。これらの制度上のゆがみについて、適正化する必要があるとの指摘がかねてされていた。

そこで大綱では、法人の実効税率の引き下げと相まって、外国税額控除制度の適正化を図る観点から、次の見直しを行うとしている。

- ①外国税額控除の対象から除外される高率な外国法人税の水準を、35%超に引き下げる。
- ②控除限度額の計算の基礎となる国外所得から非課税国外所得の全額を除外する。ただし、経過措置として、2年間は非課税国外所得の6分の5を除外する。
- ③控除限度額の計算の基礎となる国外所得の90%制限に係る特例（国外使用人割合が90%超の場合に国外使用人割合で国外所得を計算するなどの特例）の廃止。

①は、2011年度改正で法人の実効税率を35%程度に引き下げることに伴い、改められるものである。

②については、そもそも二重課税が発生していない非課税となる所得を国外所得にカウントしないとすることにより、課税を適正化するものである。

③についても、最低限のわが国の課税を確保するために、廃止されるものである。

税率が納税者と税務当局との合意により決定される外国税に関する規定の整備

大綱では、複数の税率の中から納税者と税務当局等との合意により税率が決定される税について、最も低い税率を上回る部分は、外国税額控除制度および外国子会社合算税制（いわゆるタックス・ヘイブン対策税制）等の適用上、外国法人税および外国所得税に該当しないものとしている。

これは、内国法人によりチャネル諸島ガンジーに設立された子会社において、0%超30%以下の範囲で税務当局に申請し承認された税率が適用税率になるとの制度に基づき26%の税率でガンジーに納付した所得税が、法人税法上の外国法人税に該当しないとはいえないとされた09年12月3日の最高裁判所判例（いわゆるガンジー事件）を踏まえて、外国法人税の範囲を明確にしたものである。

この改正は、11年4月1日以後に納付することとなる外国法人税および外国所得税について適用するとされている。

租税条約の定める課税権の配分と控除限度額計算における国外所得

控除限度額の計算について、租税条約の規定により条約相手国等において租税を課することができる所得³で当該条約相手国等において外国法人税または外国所得税を課されるものは、国外所得に該当するものとしている。

これは租税条約により国外所得に該当しても、国内源泉所得とされているものがあったことから、所得の源泉も当該条約相手国に移ることを明示したものである。

2) 移転価格税制の見直し

移転価格税制とは、移転価格を通じた所得の海外移転を防止し（企業が海外の関連企業との取引価格〈移転価格〉を操作することで一方の利益を他方に移転することが可能）、独立企業原則に則したわが国の課税権の確保を行うため、海外の関連企業との取引が通常取引価格（独立企業間価格）で行われたものとみなして所得を計算し、課

3) 租税条約の規定において控除限度額の計算に当たって考慮しないものとされる所得を除く。

税する制度である。

わが国の独立企業間価格の算定方法は、OECD 移転価格ガイドラインにおいて国際的に認められた方法に沿ったものとなっている。具体的には、いわゆる「基本三法」として、独立価格比準法、再販売価格基準法および原価基準法が規定されている。

これらの方法を用いることができない場合の方法として、利益分割法および取引単位営業利益法が規定されている。利益分割法には下位分類として比較利益分割法、寄与度利益分割法および残余利益分割法が認められている。

大綱では、移転価格税制についてOECD 移転価格ガイドラインの改定等に伴い、次の見直しを行うとしている。

(1) 独立企業間価格の算定方法の適用順位の 見直し

現行の独立企業間価格の算定方法の適用優先順

位を廃止し、独立企業間価格を算定するために最適な方法を事案に応じて選択する仕組みに改正するとしている。

なお、この改正に伴い、その円滑な施行に資するよう運用の明確化を図るとともに、独立企業間価格の算定方法の一覧性を確保する観点から、現行の利益分割法の下位分類としてOECD 移転価格ガイドラインにおいて認められている算定方法（比較利益分割法、寄与度利益分割法および残余利益分割法）を法令で明確にするとしている。

この改正は、11年10月1日以後に開始する事業年度について適用するとしている。

(2) 独立企業間価格幅（レンジ）の取り扱いの 明確化

現行では、独立企業間価格の算定において、移転価格課税を行う場合には、単一の数値を求める必要があり、独立企業間価格幅（レンジ）は認め

図表2 わが国の独立企業間価格の算定方法

伝統的取引基準法	独立価格比準法	特殊の関係にない売り手と買い手が、同種の棚卸資産を取引段階・数量その他が同様の状況の下で売買した取引の対価の額に相当する額を基準とする方法
	再販売価格基準法	国外関連取引にかかる棚卸資産の買い手が、特殊の関係にない者に対してその棚卸資産を販売した対価の額（再販売価格）から、通常の利潤の額（売上総利益）を控除して計算した金額を基準とする方法
	原価基準法	国外関連取引にかかる棚卸資産の売り手の取得原価に、通常の利潤の額（売上総利益）を加算して計算した金額を基準とする方法
取引単位利益法	取引単位営業利益法	関連者間取引における売り手と買い手の獲得した営業利益（率）と比較対象となる第三者間取引における者の営業利益（率）を比較する方法
	取引単位利益分割法	・比較利益分割法 分割対象利益の配分を、国外関連取引と類似の状況の下で行われた非関連者間取引に係る非関連者間の分割対象利益に相当する利益の配分割合を用いて合理的に算定することができる場合に、当該方法により算定する方法
		・寄与度利益分割法 分割対象利益を支出した費用の額等法人および国外関連者がその分割対象利益の発生に寄与した程度に推測するにふさわしい要因により分割する方法
・残余利益分割法 法人または国外関連者が重要な無形資産を有する場合に、分割対象利益のうち重要な無形資産を有しない非関連者間取引において通常得られる利益に相当する金額を当該法人および国外関連者それぞれに配分し、当該配分した金額の残額を当該法人または国外関連者が有する当該重要な無形資産の価値に応じて、合理的に配分する方法により独立企業間価格を算定することができる方法		

(出所) 大和総研資本市場調査部作成

られていない。しかし、独立企業間価格の算定に当たって最も適切な方法を適用した場合であっても、同等の信頼性のある複数の数値からなる幅（レンジ）が生み出される場合がある。

一方、相互協議を伴う事前確認において実際には幅を認めて合意に至る事例が多い。そこで、独立企業間価格決定の際にも幅の使用を認めるべき、との指摘があった。

この点に関して、OECDガイドラインの独立企業間価格幅の記載が見直され、最も適切な方法を適用した場合であっても、その全てについて相対的に同等の信頼性があるという複数の数値からなる幅が生み出される場合も多くあり、この幅を構成している数値の間にみられる差異は、独立企業間でも生じ得る旨の記載がなされている。

この改訂を踏まえ、大綱では、国外関連取引の価格等が、レンジの中にある場合には移転価格課税を行わないこと、また、レンジの外にある場合には比較対象取引の平均値に加え、その分布状況等に応じた合理的な値を用いた独立企業間価格の算定もできることを運用において明確にするとしている。

（３）シークレットコンパラブルの運用の明確化

シークレットコンパラブルとは、課税庁が、類似の取引を行う第三者から提出された申告書や調査において入手した情報、質問検査により入手した情報等の非公開情報に基づいて比較対象取引を証明することをいう。シークレットコンパラブルは、独立企業間価格の算定にあたり課税庁のみが用いることができる方法とされる。

シークレットコンパラブルによる課税が行われた場合、更正処分を受けた企業は、課税当局の更正処分についての検証、反証を行うことが極めて困難

となることから、企業にとって脅威となっているとの指摘がなされていた。

大綱では、納税者の予見可能性を確保する観点から、シークレットコンパラブルが適用される場合の具体例を運用において一層明確にするとともに、シークレットコンパラブルを用いる際は、守秘義務の範囲内でその内容を説明するとの運用を徹底するとしている。

（４）申立手続き等に関する規定の整備等

上記のほか、大綱では、OECDガイドラインの改定を踏まえた運用上の必要な見直しおよび仲裁の申立手続き等に関する規定の整備を行うとしている。

納税者は、租税条約の規定に従っていない課税を受けたと考える場合には、これを解決するための税務当局間の協議（相互協議）を要請することができる。10年8月にわが国とオランダ王国との間での署名が行われた新日蘭租税条約では、相互協議の一環として、2年以内に税務当局間では解決できなかった事項について、納税者は仲裁への付託を要請できるとする規定を新たに設けている。

大綱は、新条約を受けて、国内法の規定の整備を行うものである。

３）その他

その他、法案では、10年に改正されたタックス・ヘイブン対策税制についての規定の整備等を盛り込んでいる。

①株式等の保有を主たる事業とする統括会社について、実体基準および所在地国基準に係る適用除外基準の判定を統括業務により行う。

②資産性所得⁴の金額の基因となる株式等に係る保有割合10%未満の要件の判定時期は、配当等については当該配当等の支払いに係る効力が生ずる日、譲渡については当該譲渡の直前とする。

③資産性所得に係る費用の計算について、以下の措置を講じる。

(i) 利子・配当等の額に対して課される外国源泉税の額は、資産性所得の金額の計算上控除できるよう計算方法を見直す。

(ii) 債券の償還差益に係る資産性所得の費用の額を簡便法により計算する場合には、償還の直前の事業年度終了の時（現行：償還の直前）の総資産の帳簿価額を用いる。

(iii) 株式等および債券の譲渡に係る資産性所得の金額の計算上控除する取得価額について、その計算方法（移動平均法等により計算）を明確にする。

(iv) 特許権等の使用料等に係る資産性所得の金額の計算上控除する特許権等に係る減価償却費は、継続適用を要件として、日本税法基準または現地税法基準のいずれ

かにより計算することを明確にする。

など

上記の改正は、内国法人等の11年4月1日以後に終了する事業年度等に係る課税対象金額等を計算する場合の適用対象金額等⁵について適用するとしている。

3章 個人所得課税（金融証券税制を除く）

1. 給与所得控除の縮小

大綱では「格差是正、所得再分配機能の回復の観点から、過大となっている控除を適正化するための見直しを行います」とした。具体的には、法案にて給与所得控除の上限を245万円（年収1,500万円以上で上限に達する）とし、年収2,000万円超の役員等についてはさらに縮減するものとした。

現行制度と改正案による給与所得控除額は、図表3に示される。

給与収入1,500万円以下の場合、現行と改正

図表3 給与所得控除額の算式（現行制度と改正案）

収入金額		現行制度	改正案	
			一般の従業員	役員等
	162.5万円以下	65万円（最低保証額）	同左	
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%	同左	
180万円超	360万円以下	収入金額×30%+18万円	同左	
360万円超	660万円以下	収入金額×20%+54万円	同左	
660万円超	1,000万円以下	収入金額×10%+120万円	同左	
1,000万円超	1,500万円以下	収入金額×5%+170万円	収入金額×5%+170万円	
1,500万円超	2,000万円以下		245万円	245万円
2,000万円超	2,500万円以下			485万円-収入金額×12%
2,500万円超	3,500万円以下			185万円
3,500万円超	4,000万円以下			605万円-収入金額×12%
4,000万円超				125万円

（出所）法案等をもとに大和総研資本市場調査部作成

4) 資産を運用することにより生ずる所得。

5) 当該内国法人等に係る特定外国子会社等の2010年4月1日以後に開始した事業年度に係るものに限られる。

案の控除額は同じである。給与収入が 1,500 万円を超えた場合、現行では収入に応じて控除額が増加し続けるが、改正案では控除額が 245 万円まで頭打ちとなる。年収 2,000 万円を超えた場合、改正案では一般の従業員の場合は控除額が 245 万円のままであるが、役員等の場合は控除額が段階的に縮小される（年収 4,000 万円超の場合、控除額は 125 万円となる）。

給与収入 1,500 万円以下の給与所得者には、改正案による影響はない。給与収入 1,500 万円超の給与所得者は、現行制度より給与所得控除額が減少するため、所得税額が増加することとなる（給与収入が多い者ほど増税額は大きくなる）。

施行時期については、12 年分の所得から、すなわち、12 年分以後（実際の徴収時期は 12 年 1 月～）の所得税および、13 年度分以後（実際の徴収時期は 13 年 6 月～）の個人住民税より新制度を適用するものとされている。

2. 特定支出控除の拡充

所得税は収入から費用を引いた「所得」に対して課す税であるが、給与所得者については費用の控除は給与所得控除として概算で行われている。このため、現行制度では実際にかかった費用（ただし、ここで費用として認められるものは以下で述べ

る「特定支出」に該当しているものに限られる）が給与所得控除額の全額よりも多い場合、その差額が「特定支出控除」として収入から控除される。

大綱では、給与所得控除額の 2 分の 1 が勤務費用の概算経費であり、2 分の 1 は他の所得との負担調整であると位置づけた。これに基づき、法案では実際にかかった費用（特定支出）と比較するのは給与所得控除額の全額ではなく、給与所得控除額の 2 分の 1（勤務費用の概算控除部分）とすることとした。さらに、「特定支出」として認められる支出の範囲を拡大することとした。

具体的には、特定支出控除の対象に、業務独占資格（弁護士、公認会計士、税理士など）の取得費および、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費、学術団体等の会費）を加えるものとした。ただし、勤務必要経費については「高額なものを購入できる高額所得者を過度に優遇するといった不公平が生じないように」、特定支出に算入できるのは 65 万円を限度とするものとされている。

これらの支出は、給与等の支払者により「その支出がその者の職務に関連するもの」として証明を受けたものでなければならない。

現行制度と改正案の特定支出控除の範囲は、図表 4 に示される。

図表 4 特定支出の範囲（改正案では⑥・⑦を追加）

①	一般の通勤者として通常必要であると認められる通勤のための支出
②	転勤に伴う転居のために通常必要であると認められる支出のうち一定のもの
③	職務に直接必要な技術や知識を得ることを目的として研修を受けるための支出
④	単身赴任などの場合で、その者の勤務地または居所と自宅の間の旅行のために通常必要な支出のうち一定のもの
⑤	職務に直接必要な「業務独占資格以外の資格」を取得するための支出
⑥	職務に直接必要な「業務独占資格」を取得するための支出
⑦	職務と関連のある図書の購入費、職場で着用する衣服の衣服費、職務に通常必要な交際費および職業上の団体の経費（勤務必要経費）

（注）上記に該当しても、事業主から費用が補填され、かつ所得税が課されていないものは「特定支出」に含まない

（出所）法案等をもとに大和総研資本市場調査部作成

施行時期については、12年分の所得から、すなわち、12年分以後の所得税および、13年度分以後の個人住民税より新制度を適用するものとされている。

3. 成年扶養控除の範囲縮小

現行制度では、成年（23歳以上70歳未満）の扶養親族がいる納税者は、原則として、所得税38万円、住民税33万円の所得控除が認められている。これを「成年扶養控除」という。

成年扶養控除について、大綱では「本来、成年者は基本的に独立して生計を立てるべき存在であること等を踏まえれば、成年者を担税力の面で配慮が必要な存在として一律に扶養控除の対象に位置付ける必要性は乏しいと考えられます。このため、成年扶養控除の対象を見直すこととします」とした。

具体的には、以下の①・②のいずれかに該当する場合については控除を維持し、いずれにも該当しない場合には控除を適用しないものとした。

- ①扶養親族が、学生・「障害者、要介護認定者その他心身の状況等により就労が困難な扶養親族（以下、障害者等）」・65歳以上の高齢者のいずれかに該当する場合
- ②納税者本人の合計所得金額が400万円（給与収入568万円）以下の場合（ただし、納税者本人の合計所得金額が400万円超500万円以下〈給与収入568万円超689万円以下〉の場合は、控除額が段階的に縮減するよう、負担調整措置を取る）

控除を残す理由については、①については「独立して生計を立てることが困難な状況にある人が少なくないと考えられるから」、②については「扶

養による担税力の減殺に配慮」が必要であるからとされている。

施行時期については、12年分の所得から、すなわち、12年分以後（実際の徴収時期は12年1月～）の所得税および、13年度分以後（実際の徴収時期は13年6月～）の個人住民税より新制度を適用するものとされている。

4. 退職所得課税の強化

現在、退職金に対する所得税の課税は、①退職所得控除額を控除した後、②金額を2分の1にし、③累進税率を適用して税額を求める（給与所得など他の所得とは分離して計算する）仕組みがとられている。

一方、退職金に対する住民税の課税は、①退職所得控除額を控除した後、②金額を2分の1にし、③税率10%をかけて求めた税額から、④税額の10%に相当する額を控除して求められている。

法案では、所得税と住民税の②の措置（課税標準を2分の1とすること）について、勤務年数5年以内の法人役員等に限り、廃止することとした。また、住民税の④の措置（税額の10%相当額の控除）については、役員であるか否かや勤務年数などを問わず、全ての者について廃止することとした。

施行時期については、12年1月1日以後に支払われるべき退職所得等より新制度を適用するものとしている。退職所得等に対する住民税の課税については、所得税と同様の現年課税（退職金が支払われた年に課税）の仕組みが取られているため、他の改正案と異なり、所得税と住民税で施行時期にずれが生じない。

現行制度と改正案について、所得税・住民税の退職所得に対する税額の算定方法をまとめると、図表5のようになる。

図表5 退職所得に対する税額の算定方法（現行制度、改正案により改正される部分を青色で網掛けした）

所得税額（源泉徴収税額）の算定方法		住民税額（特別徴収税額）の算定方法	
①	収入金額から退職所得控除額を控除 （勤務年数20年以下：40万円×勤務年数、 勤務年数20年超：800万円+70万円×勤務年数）	①	収入金額から退職所得控除額を控除 （所得税と同額）
②	①で求めた金額の2分の1を課税所得とする	②	①で求めた金額の2分の1を課税所得とする
③	累進税率を適用し税額を算出する （給与所得等、他の所得とは分離して計算される）	③	税率10%（市町村民税・道府県民税計）を適用し、税額を算出する
		④	③で求めた税額から10%を控除した金額が最終的な税額となる

法案：2012年1月1日以後に支払われるべき退職手当等より、勤務5年以下の法人役員等に限る、所得税②・住民税②の規定を廃止

法案：2012年1月1日以後に支払われるべき退職手当等より、（一般社員・役員、勤務年数等を問わず）住民税④の規定を廃止

(出所) 法案等より大和総研資本市場調査部作成

4章 相続税・贈与税

1. 相続税に関する法案

死亡者数に対する課税件数の割合が4%程度に低下している現状を踏まえ、相続税の再分配機能を強化し格差の固定化を防止するため、法案では相続税の課税を強化することとしている。

1) 基礎控除

基礎控除額については、現行制度の5,000万

円+1,000万円×法定相続人数から、3,000万円+600万円×法定相続人数にすることとしている。11年4月1日以後の相続・遺贈から適用されることとしている。

2) 税率構造

税率構造については、最高税率を55%に引き上げ、さらにブラケットについても、見直すこととしている（現行と改正案は図表6）。最高税率の引き上げおよび高課税価格帯のブラケット幅の

図表6 相続税の税率構造の改正案

現行			改正案		
各法定相続人の 法定相続分相当額	税率	速算控除額	各法定相続人の 法定相続分相当額	税率	速算控除額
1,000万円以下	10%		1,000万円以下	10%	
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円	1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円	3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円	5,000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 3億円以下	40%	1,700万円	1億円超 2億円以下	40%	1,700万円
			2億円超 3億円以下	45%	2,700万円
			3億円超 6億円以下	50%	4,200万円
3億円超	50%	4,700万円	6億円超	55%	7,200万円

(出所) 法案等より大和総研資本市場調査部作成

縮小により、高い遺産額の場合を中心に資産再分配機能の回復を図ることを目的としている。11年4月1日以後の相続・遺贈から適用されるとしている。

3) 死亡保険金に係る非課税限度額

現行制度では、500万円に法定相続人の人数をかけた金額を非課税限度額としているが、法案では、相続人の生活安定という趣旨や他の金融商品との課税の中立性確保の要請等を踏まえ、適用対象となる法定相続人の範囲を制限することとしている。

具体的には、500万円に、未成年者、障害者、または相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者のいずれかである法定相続人の数を乗じた金額を非課税限度額とする。

11年4月1日以後の相続・遺贈から適用されるとしている。

4) 未成年者控除・障害者控除

現行相続税法では、相続人が20歳未満の場合は、相続税額から、20歳に達するまでの年数×6万円の税額控除を認めている。

相続人が障害者の場合には、相続税額から85歳に達するまでの年数×6万円（特別障害者は12万円）の税額控除を認めている。

政府税調の10年12月3日の資料によれば、現在の6万円の控除額は1988年の物価等の動向を踏まえたものであることから、法案では、物価の動向（1988年を100とすると2010年は112.3）や今般の相続税の基礎控除額の見直しの内容を踏まえ、税額控除額を下記のとおり引き上げることとしている。

■相続人が20歳未満の場合は、20歳に達するまでの年数×10万円

■相続人が障害者の場合には、85歳に達するまでの年数×10万円（特別障害者は20万円）
11年4月1日以後の相続・遺贈から適用されるとしている。

5) 連帯納付義務の見直し

相続税については、同一事案の相続人同士で連帯して納付する義務（連帯納付義務）がある。国税当局は、本来の納税義務者の資力が低下したときは、連帯納付義務者に対して督促を行うが、連帯納付義務者が、そのときまで全く事情を知らない場合や、相当額の延滞税までもが加わっている場合などがあり、実務家の間では問題視されている。

そこで、法案では、相続税の連帯納付義務者が連帯納付義務を履行する場合に負担する延滞税（最初2カ月は4.3%、その後は14.6%）については、一定の要件の下（政府税調の議事録では、同人の責めに帰すべき事由がある場合を除いて）、利子税（最高4.3%⁶）に代える措置を講じる。この改正は、11年4月1日以後の期間に対応する延滞税について適用するとしている。

さらに、法案では、相続税の連帯納付義務について、共同相続人による納付義務の履行の実態や租税の徴収確保の観点等を踏まえ、そのあり方について幅広く検討を行うこととしている。

2. 贈与税に関する法案

1) 税率構造

法案では、高齢者から若年世代への生前贈与を促進し、財産の有効活用の観点から、子・孫などの直系卑属（20歳以上）への贈与の場合に、子・

6) 日本銀行の基準割引率が0.3%の場合。

孫などの直系卑属に対し課される贈与税の税率構造を特別に緩和することとしている。具体的には、相続時精算課税制度の対象とならない贈与財産に係る贈与税の税率構造について、次のような見直し（算定式は以下のとおり、税率・速算控除額は図表7）を行うこととしている。

$$\text{算定式：受贈額（110万円控除後）} \times \text{税率} - \text{速算控除額}$$

改正後の税率は、原則として11年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税に対して適用される（改正税法成立後、11年1月1日に遡及して適用される）。

なお、非課税限度額は、年110万円変わらない。1年間に贈与を受けた財産の価額を合計し、合計額から110万円を控除した額に対して税率が適用される。

2) 相続時精算課税

相続時精算課税制度は、生前贈与促進のため2003年度税制改正で導入された制度である。2,500万円の特別控除額を超えない限り何回でも複数年にわたって非課税で贈与を行うことができ、特別控除額を超えた部分については一律20%で課税される。その後、相続時において贈

与を受けた財産を贈与時の時価で相続財産に加算して相続税を計算し、贈与時に支払った贈与税額（一律20%を適用された税額）を相続税額から控除する。

現行制度では、相続時精算課税の適用を受けることができる受贈者は20歳以上の推定相続人（子）に限定されている。法案では、対象となる受贈者に20歳以上である孫を加えることとしている。

一方、贈与者についても、現行制度で65歳以上とされている年齢要件を60歳以上に引き下げることとしている。

これらの改正も、原則として11年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税に対して適用される（改正税法成立後、11年1月1日に遡及して適用される）。

3) 住宅取得資金の非課税措置等

現行では、11年12月31日までに、直系尊属から直系卑属に住宅取得資金として金銭の贈与を行った場合、受贈者が贈与年の翌年の3月15日までに入居することを条件に、最大1,500万円（09年は500万円、10年は1,500万円、11年は1,000万円）までが非課税となる。受贈者は、受贈年の1月1日において20歳以上で贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下でない

図表7 贈与税の税率構造の改正案

現行			20歳以上の直系尊属を受け手とする贈与の改正案			左記以外の贈与改正案		
贈与額（110万円控除後）	税率	速算控除額	受贈額（110万円控除後）	税率	速算控除額	受贈額（110万円控除後）	税率	速算控除額
200万円以下	10%		200万円以下	10%		200万円以下	10%	
200万円超 300万円以下	15%	10万円	200万円超 400万円以下	15%	10万円	200万円超 300万円以下	15%	10万円
300万円超 400万円以下	20%	25万円	400万円超 600万円以下	20%	30万円	300万円超 400万円以下	20%	25万円
400万円超 600万円以下	30%	65万円	600万円超 1,000万円以下	30%	90万円	400万円超 600万円以下	30%	65万円
600万円超 1,000万円以下	40%	125万円	1,000万円超 1,500万円以下	40%	190万円	600万円超 1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円	1,500万円超 3,000万円以下	45%	265万円	1,000万円超 1,500万円以下	45%	175万円
			3,000万円超 4,500万円以下	50%	415万円	1,500万円超 3,000万円以下	50%	250万円
			4,500万円超	55%	640万円	3,000万円超	55%	400万円

（出所）法案等より大和総研資本市場調査部作成

と当該非課税措置の適用を受けられない。

法案では、適用対象となる住宅取得等資金の範囲に、住宅の新築等（住宅取得等資金の贈与を受けた翌年の3月15日までに行われるものに限る）に先行してその敷地用の土地等を取得する場合における当該土地等の取得のための資金を追加することとしている。

この改正は、11年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に対して適用される（改正税法成立後、11年1月1日に遡及して適用される）。この特例の適用期限は延長されていないので、改正後の内容は、11年に限り適用され、非課税枠も1,000万円となる。

策定することを「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」（現在の国税通則法）に規定するものとしている。

OECD諸国では、納税者についての憲章（納税者憲章）が公表されている国が多い。OECD報告書では、「納税者憲章（Taxpayer's Charter）」について、「納税者の税務に関する権利・義務をわかり易い言葉で要約しかつ説明して、こうした情報をより多くの納税者に周知させ理解させようとする試み」と定義している。また、その性質については、「法令の説明文書（手引文書）であって、それ自体は法的な文書ではない。一般的に、納税者憲章は、関係法令に含まれているもの以上に権利義務を加えるものではない」としている。

法案における「納税者権利憲章」の概要は図表8のとおりである。

5章 納税環境整備

1. 納税者権利憲章の策定

法案では、国税庁長官が「納税者権利憲章」を

図表8 納税者権利憲章の概要

名称	「納税者権利憲章」
公表時期	2012年1月1日（2011年中に策定準備をする）
法的位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税通則法（注・法案にて名称変更が予定されている）にて、納税者の権利利益を図る趣旨を明確にするとともに、「憲章」の策定を義務づけ、策定根拠・記載内容を定める ・ 「憲章」は行政文書として国税庁長官が作成、発表する
基本的考え方	納税者の立場に立って、複雑な税務手続を平易な表現で分かり易く知らせる
記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納税者の自発的な申告・納税をサポートするため、納税者に提供される各種サービス ・ 税務手続の全体像、個々の税務手続に係る納税者の権利利益や納税者・国税庁に求められる役割・行動 ・ 納税者が国税庁の処分不服がある場合の救済手続、税務行政全般に関する苦情等への対応 ・ 国税庁の使命と税務職員の行動規範

（出所）大綱等をもとに大和総研資本市場調査部作成

2. 国税通則法の目的規定・名称の変更

法案では、国税通則法の目的規定（第1条）および名称を変更するとした。

第1条の目的規定は、以下のように改めるものとしている。

「この法律は、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、国税に関する国民の権利利益の保護を図りつつ【現行条文に追加】、税務行政の公正な運営を確保し【現行条文では「図り」】、もつて国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする。」

国税通則法の名称については、「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改めるものとしている。

目的規定、名称ともに、納税者の権利の保護と税務行政手続きの明確化を目指すという趣旨が読み取れる。

3. 税務調査手続きの明確化・法制化

現在のところ、税務調査が行われる際には、原則として、税務署から納税者に対して通知が行われるが、事前に通知を行うことによる課税逃れが

考えられる場合には通知が行われないという取り扱いがされている。この取り扱いについては法律に明確な根拠規定はなく、実務慣行として行われてきていた。

法案では、この取り扱い（原則は事前通知を行い、課税逃れが考えられる場合等については事前通知を行わないこと）について、「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」（現在の国税通則法）に規定することとしている。

これらの改正は、12年1月1日以後に新たに納税者に対して開始する税務調査および当該税務調査に係る反面調査（調査対象の者の取引先等に対する調査）について適用するとした。

4. 更正（の請求）の改正

1) 更正（の請求）が行える期間の改正

納税者が税務署に申告書を提出した後、その申告書に誤りがあった場合にとる手続きには、図表9のように、「更正の請求」「修正申告」「減額更正」「増額更正」の4通りがある。

これらの手続きが行える期間について、法案では、図表9のように改正するとしている。

改正案は、更正の請求・修正申告・減額更正・増額更正の4手続きの期限を全て5年にするもの

図表9 更正（の請求）と修正申告が行える期間

手続名	誤りに気づいた者	税額は	手続きが行える期間（注1）	
			現行	改正案
更正の請求	納税者	減額する	申告期限の翌日から1年以内	申告期限の翌日から5年以内
修正申告	納税者	増額する	（納期限の翌日から5年以内）（注2）	（納期限の翌日から5年以内）（注2）
減額更正	税務署	減額する	申告期限の翌日から5年以内	申告期限の翌日から5年以内
増額更正	税務署	増額する	申告期限の翌日から3年以内	申告期限の翌日から5年以内

（注1）申告が行われており（無申告ではなく）かつ、法定期限内である場合。法人税を除く。偽りその他不正があった場合の更正を除く

（注2）修正申告について法定期限はない。しかし、原則として国税の徴収権は法定納期限から5年が経過した場合に時効が成立するため、

実質的には修正申告を行える期間は「納期限の翌日から5年以内」といえる

（出所）大綱、法案等をもとに大和総研資本市場調査部作成

となっている。

これらの改正は、11年4月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用するとした。また、大綱では、それ以前の分についても制度改正の趣旨を踏まえて、「運用上、増額更正の期間と合わせて、納税者からの請求（筆者注：「嘆願」を指すものと考えられる）を受けて減額更正を実施するよう努めることとします」とした。

2) 更正の請求を認める範囲の拡大

税法の措置の一部には、納税者が当初に措置の適用を申告していることを条件として、適用が認められるものがある。逆に言うと、納税者が当初に申告を行ったとき、措置の適用を申告しておらず、申告後に措置の適用を受ければ税額を減らすことができることに気づいたとしても、「更正の請求」でその規定の適用を求めることはできない。このような措置を「当初申告要件がある措置」という。

法案では、「当初申告要件がある措置」について、①インセンティブ措置、②利用するかしないかで有利にも不利にもなる操作可能な措置のいずれにも該当しない措置については、当初申告要件を廃止することとした。

同様に、控除等の金額が当初申告の際に記載されていた金額に限定される「控除額の制限がある措置」についても、更正の請求により、適正に計算された正当額まで当初申告時の控除額を増額させることができることとした。

「当初申告要件がある措置」の当初申告要件の撤廃と、「控除額の制限がある措置」の当初申告額による控除額の制限の撤廃については、11年4月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用するとしている。

5. 理由附記と記帳義務の拡大

1) 理由附記

「理由附記」とは、国税庁や税務署が納税者に対して増額更正などの不利益処分を行う際に、処分の理由を附記することである。現行法では、納税者に対する理由附記は、青色申告書提出者に対する更正処分についてのみ行われている。

法案では、処分の適正化と納税者の予見可能性の確保の観点から、全ての処分について原則として12年1月より理由附記を実施することを「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」（現在の国税通則法）に規定するものとしている（例外は後述）。

2) 個人の白色申告者に対する記帳義務の拡大と理由附記

個人の白色申告者に対する更正等に係る理由附記については、「記帳・帳簿等保存義務の拡大」と併せて実施することとした。

現在、個人の白色申告者に対する記帳・帳簿等の保存義務については、図表10のようになっている。

青色申告者に対しては、正規の簿記や簡易の簿記などによる記帳が義務付けられる一方で、白色申告者は、不動産・事業・山林所得があり、かつ確定申告書等を提出している者に限り、記帳義務や記録保存義務を負うこととなっている。

一方、白色申告者であり、不動産・事業・山林所得の所得が300万円以下であり、かつ確定申告書等の提出をしていない者については、記帳義務・記録保存義務がない。このように、白色申告者に対しては、記帳・帳簿等の保存義務が青色申告者と比べて緩和されている。

図表10 個人の白色申告者の記帳義務等と更正の理由附記（現行制度と改正案）

		現行		改正案	
		記帳義務・ 記録保存義務	更正の理由附記	記帳義務・ 記録保存義務	更正の理由附記
①	確定申告を行った所得（注1） 300万円超の白色申告者	あり	なし	あり	あり (2012年1月以後)
②	確定申告を行った所得（注1） 300万円以下の白色申告者	記帳義務なし 記録保存義務あり	なし	あり (2013年1月以後)	あり（注2） (2013年1月以後)
③	確定申告をしていない 白色申告者	なし	なし	あり (2013年1月以後)	あり（注2） (2013年1月以後)

（注1）所得とは「不動産所得、事業所得、山林所得」を指す

（注2）2012年1月以後、現行の①の者と同程度の記帳・記録保存を行っている者については、運用上、理由附記を実施するように努めるとされている

（出所）法案等から大和総研資本市場調査部作成

個人の白色申告者に対する記帳義務の拡大と理由附記についての大綱による具体的な改正内容については、図表10のように示されている。

6. 地方税に関する税務調査手続等の見直し

法案では、本稿5章の1.～5.で国税について述べたものと同様に、地方税についても税務調査手続等を見直すものとした。

具体的には、次のような措置を講じるとしている。

- ①国税の見直しと同様の対応を行うもの
 - ・総務省が行う地方税の税務調査手続き
 - ・地方税について総務大臣が行う処分に関する理由附記
 - ・更正（の請求）の期間を原則5年に統一すること
- ②国税と同様の対応を全地方自治体に一律に求めるわけではないが、各地方自治体において適切に対応することができるよう、国税における取り扱いについて十分な情報提供を行うもの

- ・地方自治体が行う地方税の税務調査手続き
- ・地方税について地方自治体が行う処分に関する理由附記
- ・国税における「納税者権利憲章」の策定を踏まえた対応

7. 租税罰則の強化

1) 国税・地方税共通

法案では、所得税法等の各税法（国税・地方税ともに）に「故意の申告書不提出によるほ脱犯」（以下、故意無申告犯という）を創設し、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金（脱税額が500万円を超える場合は、脱税額以下）またはその併科を行うとした。

現行法では、故意無申告犯については、「偽り其他不正行為」を伴わないため「脱税犯」には該当せず、単に申告書不提出罪（単純無申告罪）として1年以下の懲役または50万円以下の罰金とされるだけであった。このため、脱税犯の量刑とのバランスを取る観点から、故意無申告犯が創設された。

また、法案では、消費税法および地方税法（地方消費税）に「不正還付未遂罪」を創設するとした。現行法では、消費税の不正な申告を行ったが、税務署長に気づかれて結果的に不正還付を受けられなかった者に対しては、処罰規定がないため、罰することができない状況にある。消費税の不正還付未遂罪が設けられれば、消費税の不正還付申請が未然に防げるものと考えられる。

これらの改正は、11年6月1日以後にした違反行為について適用するとしている。

2) 地方税のみの事項

2010年度の税制改正法では、国税について脱税に対する罰則が10年以下の懲役等に強化（改正前は5年以下）されたり、単純無申告犯に対する罰金が50万円以下に引き上げ（改正前は20万円以下）られたりするなどの罰則の強化が行われた。

2011年度の税制法案は、地方税においても同様の罰則の強化を行い、国税・地方税の罰則のバランスを取るものとなっている。この改正は、11年6月1日以後にした違反行為について適用するとしている。

6章 市民公益税制

法案には、特定非営利活動法人をはじめとする、市民が参画する様々な「新しい公共」の担い手を支える環境を税制面から支援する制度とされている市民公益税制が盛り込まれた。

盛り込まれた内容は以下のとおりである。

図表11 法案の市民公益税制に関する概要

- 国税
 - (1) 所得税の税額控除制度の導入
 - ① 認定NPO法人に寄附をした場合の所得税額の特別控除
 - ② 公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
 - (2) 認定NPO法人制度の見直し
- 地方税
 - (1) 個人住民税の控除対象寄附金の拡大
 - (2) 都道府県及び市区町村によるNPO法人等支援（「ふるさと寄附金」の活用）
 - (3) 個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額の引下げ

（出所）大綱から大和総研資本市場調査部作成

1. 国税における改正

1) 所得税の税額控除制度の導入

認定NPO法人および公益社団法人等への寄附に関する税額控除制度として、①認定NPO法人に寄附をした場合の所得税額の特別控除、②公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除——の2つの制度を導入するとしている。いずれも、11年分以後の所得税について適用するとしている。

(1) 認定NPO法人に寄附をした場合の所得税額の特別控除

現行では、納税者が国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し、特定寄附金を支出した場合には、所得控除を受けることができる。これを寄附金控除という。具体的には、納税者が2,000円を超える寄附金を支出した場合に、総所得金額等から次のAとBのいずれか少ないほうの金額が控除されるものである。一般的に、高所得者に有利な制度となっており、小口寄附に対する促進効果が弱い制度であると指摘されていた。

図表12 現行の所得控除としての寄附金控除

A：寄附金の額の合計額－2,000円
 B：総所得金額等×40%－2,000円

(出所) 大綱から大和総研資本市場調査部作成

法案では、認定NPO法人への寄附について、草の根の寄附を促進するため、所得税において新たに税額控除を導入し、現行の所得控除との選択制にするとしている。

具体的には、個人が、各年において支出した認定NPO法人に対する寄附金（総所得金額等の40%相当額を限度）で、その寄附金の額が2,000円を超える場合には、所得控除との選択により、その超える金額の40%相当額（所得税額の25%相当額を限度）をその者のその年分の所得税額から控除するとしている。

税額控除限度額（所得税額の25%相当額）は、後掲（2）の公益社団法人等寄附金税額控除と合わせて判定（政党等寄附金税額控除の税額控除限度額は別枠で判定）するとしている。

控除対象寄附金額（総所得金額等の40%相当額）および控除適用下限額（2,000円）は、現行の寄附金控除（所得控除）ならびに政党等寄附金税額控除、および後掲（2）の公益社団法人等寄附金税額控除の寄附金と合わせて判定するとしている。

図表13 認定NPO法人に寄附をした場合の所得税額の特別控除

【算式】

$(\text{寄附金 (注1)} - 2,000\text{円}) \times 40\% = \text{税額控除額 (注2)}$

(注1) 総所得金額等の40%相当額を限度

(注2) 所得税額の25%相当額を限度

(出所) 大綱から大和総研資本市場調査部作成



その際、寄附がチャリティーの精神に基づくものであるという点にも留意しつつ、寄附者と政府が併せて支援するとの考えの下、所得税と個人住民税⁷で合わせて寄付金額の50%までの税額控除を可能とするとしている。

(2) 公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除

法案では、認定NPO法人以外の法人である公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人および更生保護法人（現行の寄附金控除〈所得控除〉の対象となっている法人）についても、税額控除の対象にするとしている。これらの法人は、草の根の寄附を必要とする「新しい公共」の担い手として、市民との関わり合いが強く、かつ、運営の透明性が確保されている法人とされる。

具体的には、個人が、各年において支出した、図表14に掲げる要件を満たす法人（以下、税額控除対象法人）に対する寄附金（総所得金額等の40%相当額を限度）で、その寄附金の額が2,000円を超える場合には、所得控除との選択により、その超える金額の40%相当額（所得税額の25%相当額を限度）をその者のその年分の所得税額から控除するとしている。

税額控除限度額（所得税額の25%相当額）、控除対象寄附金額（総所得金額等の40%相当額）および控除適用下限額（2,000円）は、前記図表13に準じた方法で判定する。

税額控除限度額は、(1)のNPO法人寄附金

税額控除と合わせて判定される（政党等寄附金税額控除の税額控除限度額は別枠で判定）。

控除対象寄附金額および控除適用下限額は、現行の寄附金控除（所得控除）ならびに政党等寄附金税額控除および(1)のNPO法人寄附金税額控除の寄附金と合わせて判定される。

図表14 公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除のための要件

- 認定NPO法人の認定要件であるパブリック・サポート・テスト⁸（以下、PST）と同様の要件（下記本文2）(1)の新たに導入される絶対数により判定する方式を含む
- 認定NPO法人の認定要件と同程度の情報公開に関する要件

（出所）大綱から大和総研資本市場調査部作成

2) 認定NPO法人制度の見直しまでの暫定措置

法案では、「新しい公共」の枢要な担い手となるNPO法人の健全な発展のための環境整備を図るため、新たな法律または改正特定非営利活動促進法により新たな認定制度を整備することとする。このため、内閣府は、関係省庁の協力を得て、新たな認定制度等について、地方団体と協議を行い、その協議を整えた上で、12年4月から開始されるよう、次期通常国会において所要の法整備が行われることを目指すとしている。

法案では、新たな認定制度が施行されるまでの間の対応として、事業収入の多いNPO法人でも、幅広く市民の支持を得ているのであれば認定を受けられるよう、認定要件の見直しの一部の措置を

7) 個人住民税においては、都道府県・市区町村が条例で認定NPO法人に対する寄附金を税額控除の対象とした場合には、寄附金の5,000円（11年の所得、すなわち、12年度分以後の個人住民税については2,000円）を超える部分について税額控除される。税額控除率は、都道府県の場合は4%、市区町村の場合は6%（都道府県と市区町村のどちらからも条例で指定された場合には寄附金の場合は10%）となっている。控除の対象となる寄附金額は、他の寄附と合わせ、総所得金額の30%が限度となる。

8) 法人が広く一般から支持されているかどうかを数値により計ること。国税庁長官が認定する「認定NPO法人」になるための要件の一つで、このPSTにより計算した値が、ある一定の基準以上でなくてはならない。算式は原則として、「寄附金等収入金額÷経常収入金額 $\geq 1/5$ 」である。

講ずるとしている。

具体的には、①P S T要件における絶対値基準の導入、②地方団体が条例指定した法人に対するP S T要件等の免除などの見直しを行うとしている。

(1) P S T要件における絶対値基準の導入

法案では、P S T要件に一定金額以上の寄附者の絶対数で判定する方式を導入し、現行の判定方式と選択制にする旨が明記されている。

これは、現在のP S Tの要件について、事業収入の多いN P O法人にはクリアしにくいとの指摘があるため、事業収入の多いN P O法人でも、幅広く市民の支持を得ているのであれば認定を受けられるようにするものである。

絶対数の具体的水準については、「各事業年度中の寄附金の額が3,000円以上である寄附者の数の実績判定期間内の合計数が年平均100人以上であること」とされている。

これは、内閣府のアンケート調査等を踏まえ、既存の認定N P O法人の標準的な寄附者数の実態とおおむね遜色ない水準に設定するとの考え方の下に設定されている。

なお、寄附者数の水増しを防止するため、寄附者の数は、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として判定し、そのN P O法人の役員である寄附者は除かれる。寄附者が不明な寄附金は対象外とされる。

(2) 地方団体が条例指定した法人に対するP S T要件等の免除

法案では、身近な課題に取り組むN P O法人を支援するため、N P O法人と身近に接している都

道府県または市区町村が、その域内に事務所を有するN P O法人のうち、条例において個人住民税の寄附金税額控除の対象として個別に指定したものは、P S T要件を満たすものとするとしている。

2. 地方税に関する改正

1) 個人住民税の控除対象寄附金の拡大

法案では、現行の個人住民税の寄附金税額控除の適用対象に、認定N P O法人以外のN P O法人に対する寄附金⁹のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県または市区町村が条例において指定したもの（以下、適用対象寄附金）を追加するとしている。

これは、認定N P O法人以外のN P O法人への寄附金であっても、都道府県または市区町村が条例において個別に指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができるようにするものである。

この場合、都道府県が条例において指定した適用対象寄附金に係る控除額については道府県民税から、市区町村が条例において指定した適用対象寄附金に係る控除額については市町村民税からそれぞれ控除するとしている。

これらの改正は、11年以後に行われた対象となるN P O法人への寄附について12年度分以後の個人住民税（11年分の所得）に適用される。

2) 都道府県および市区町村によるN P O法人等支援（「ふるさと寄附金」の活用）

法案では、個人が特定のN P O法人等へ助成することを希望した都道府県または市区町村に対する寄附金については、原則として「ふるさと寄附金」に該当することとするとしている。

9) 特別の利益が寄附者に及ぶと認められるものを除く。

これは、個人住民税における「ふるさと寄附金」を活用してNPO法人等への支援を促進し、控除対象寄附金の取り扱いを明らかにすることを通じて寄附しやすい環境を整備することが目的となっている。

ただし、個人が特定のNPO法人等へ助成することが条件とされ、当該条件が履行されない場合には返還義務の生ずるもの（負担付き寄附）は除かれるとされている。

3) 個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ

法案では、寄附文化の裾野を広げるため、寄附金税額控除の適用下限額を現行の5,000円から2,000円に引き下げることとし、11年に行われた対象となるNPO法人への寄附について12年度分以後の個人住民税から適用するとしている。

[著者]

鳥毛 拓馬 (とりげ たくま)



資本市場調査部 制度調査課
研究員
担当は、税制・会計制度

是枝 俊悟 (これえだ しゅんご)



資本市場調査部 制度調査課
研究員
担当は、税制・会計制度